

石 福 総 第 7 7 7 号
平成28年 7月13日

石狩市社会福祉審議会会長 様

石狩市長 田岡 克介

次の事項について、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

保育料の改定、保育料の減免及び幼稚園就園奨励費の終了について

現在の保育料（認定こども園の幼稚園部や子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園の保育料を含む。）及びその減免基準を見直し、平成28年9月から適用するとともに、平成31年度をもって幼稚園就園奨励費を終了するにあたり、児童福祉をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、諮問を行うものであります。

1 保育料の改定、保育料の減免及び幼稚園就園奨励費の終了について

- 〔 ①保育料の改定について
②保育料の減免について
③幼稚園就園奨励費の終了について 〕

平成28年 7月13日

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市社会福祉審議会
会 長 鈴木 幸雄

保育料の改定、保育料の減免及び幼稚園就園奨励費の終了について（答申）

石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、平成28年7月13日付石福総第777号で諮問のありました保育料の改定、保育料の減免及び幼稚園就園奨励費の終了について、本審議会において審議を行った結果、適切であると認め、ここに答申します。